明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働力調査規則の一部を改正する省令（**総務**一四）　一
○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（**同**一五）　三
○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（**外務**三）　四
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（**同**四）　五
○種苗法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**一四）　七

〔告　示〕
○予算科目に係る補助金等のうち補助事業者等が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する告示（**総務**六三）　九
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（**外務**一一〇）　三〇
○種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の全部を改正する件の一部を改正する件（**農林水産**四二九）　四三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五六
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　八〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　八一
会社その他
会社決算公告　八二

省令

○総務省令第十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、労働力調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十六日

総務大臣　松本　剛明